

平成 26 年度 第 1 回沖縄地方最低賃金審議会開催公示

沖縄労働局 一般公示 第 26-25 号

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申し込み要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 3 日 (木) 15:00～
- 2 場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館共用中会議室 (2F)
＜連絡先＞ 那覇市おもろまち 2-1-1
沖縄労働局賃金室
(電話番号 098 - 868 - 3421)

3 議 題

- (1) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
- (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について (諮問)
- (3) 沖縄県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- (5) 運営小委員会の設置について
- (6) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
- (7) 産業別最低賃金の改正の申出意向表明に係る検討について
- (8) その他

4 傍聴者数 10 人程度

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、開催名称、住所、氏名、電話番号、ファックス番号を御記入の上、ハガキ又はファックスにて下記の宛先までお申し込みください。(様式は任意)

なお、申込締切日は平成 26 年 6 月 25 日 (水) (17 時必着) です。

- ※ 「ハガキ」の場合
郵便番号 900-0006
那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 3 階
沖縄労働局労働基準部賃金室 宛
(電話番号 098 - 868 - 3421)
- ※ 「ファックス」の場合
098 - 862 - 6793

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果傍聴できる方については、後日御連絡させていただきます。
(傍聴できない方には、特段御連絡いたしません。)

- (3) お申し込みいただいた御本人であることの確認をさせていただく場合がございますので、傍聴当日には、御本人であることを証明するものをお持ちください。

6、その他

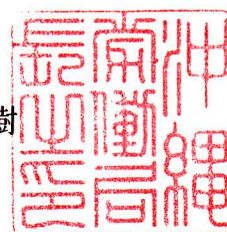
- 傍聴される場合には、別添の「留意事項」を厳守してください。
- 車椅子を御利用になられる方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

<お問い合わせ先>

沖縄労働局労働基準部賃金室
TEL 098-868-3421

平成26年6月13日

沖縄労働局長 谷 直樹



別 添

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源は必ず切ってください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の御使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲酒及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長及び沖縄地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退場を命じます。